

白馬村観光地経営会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、白馬村観光地経営会議（以下「経営会議」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 経営会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 白馬村観光地経営計画の推進に向けて必要な事項の検討を行い、各事業内容について、進捗状況と成果の把握、分析を行い計画内容について外部環境の変化にも柔軟に対応しながら定期的・継続的に見直しを行うこと。
- (2) 新たな観光財源の使途決定に関すること。
- (3) 次期計画の策定に向けて、必要な事項について調査・研究及び検討を行うこと。

(組織)

第 3 条 経営会議の委員は、次に掲げる者又は団体に属する者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された村民
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般社団法人白馬村観光局
- (4) 観光に関連する村内の団体
- (5) 関係行政機関、団体等
- (6) その他村長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、所属団体での交代または欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 経営会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、経営会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)

第6条 経営会議は、会長が招集する。

2 経営会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 経営会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(プロジェクト推進チーム)

第7条 経営会議は、必要な事項を実現するために、プロジェクト推進チームを設置することができる。

(庶務)

第8条 経営会議の庶務は、観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、経営会議に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。